第明治三二十種郵便物認可　三十五年三月二十三日

の区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BK_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額。）

BL_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00059

BM_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BN_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BN_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00059

BO_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BP_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0011
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

BP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00099
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

BQ_n　沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるた

△

BG_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BI_n　沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0011
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011